

労働・助成金情報 特急便

第6号 (2011年9月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

先日、福岡県の最低賃金の決定についての答申が行われました。また10月1日から7日までの全国労働衛生週間に先駆け今月からその準備期間となっております。そこで今月号は福岡県の最低賃金の速報と全国労働衛生週間にちなんで労働安全衛生法にて定められている総括安全衛生管理者等の選任義務についていくつか抜粋してご紹介したいと思います。ぜひこの機会にもう一度、会社の現状を確認してみてください。

福岡県の最低賃金は、1時間695円(3円アップ)

福岡県最低賃金の改正決定について下記のとおり答申が行われました。福岡労働局はこの答申に基づき速やかに書案の改正手続きを進めるとしています。

答申の趣旨

- ・ 福岡県の最低賃金を1時間 695円とする。
- ・ 効力発生の日は、法定通りとする。
(最短の事務手続きが取られた場合、平成23年10月25日の見込みである)

総括安全衛生管理者等の選任義務

労働安全衛生法では、事業所毎に業種や規模に応じて安全管理者、衛生管理者などの選任を定めています。それぞれの管理者には資格要件があり、労働基準監督署長への報告義務があります。選任は各事業所毎に行います。(支店、営業所など)

今回は安全衛生推進者、衛生管理者、安全管理者、産業医について簡単に説明します。

➤ 安全衛生推進者

事業場ごとに、**常時10人以上50人未満**の労働者を使用する事業者は、**14日以内**に安全衛生推進者の選任しなければなりません。また、事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、当該安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により**関係労働者に周知**しなければなりません。

※労働基準監督署長に報告書を提出する必要はありません。

選任されるために必要な資格

- 大学または高等専門学校を卒業した後、安全衛生の実務に1年以上従事した者
- 高等学校または中等教育学校を卒業した後、安全衛生の実務に3年以上従事した者
- 安全衛生の実務に5年以上従事した者
- 厚生労働省労働基準局長が定める講習修了者
- その他、厚生労働省労働基準局長が上記の者と同等以上の能力を有すると認める者

➤ 衛生管理者

すべての業種の事業場について、**常時 50 人以上**の労働者を使用する事業者は、次の規模ごとに必要な数の衛生管理者を **14 日以内**に選任し、**労働基準監督署長に報告書を提出**しなければなりません。

選任されるために必要な資格

- 第一種衛生管理者免許取得者
- 第二種衛生管理者免許取得者
- 衛生工学衛生管理者免許取得者
- 医師
- 歯科医師
- 労働衛生コンサルタント
- その他、厚生労働大臣が定める者

※第2種衛生管理者免許では選任できない業種があります。

➤ 安全管理者

事業者は、次の規模の事業場ごとに、**14 日以内**に安全管理者の選任し、**労働基準監督署長に報告書を提出**しなければなりません。

業種区分

業 種	労働者数
林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業・製造業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・商品卸売業・家具建具じゅう器等卸売業・各種商品小売業・家具建具じゅう器小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業・機械修理業	常時 50 人以上

選任されるために必要な資格

- 理系の大学・高等専門学校を卒業し、産業安全の実務経験を3年以上有する者
- 理系の高等学校・中等教育学校を卒業し、産業安全の実務経験を5年以上有する者
- 労働安全コンサルタント
- その他、厚生労働大臣が定める者

➤ 産業医

すべての業種の事業場について、**常時 50 人以上**の労働者を使用する事業者は1人以上（**常時 3,000 人を超える**労働者を使用する事業者は2人以上）の産業医を **14 日以内**に選任し、**労働基準監督署長に報告書を提出**しなければなりません。

選任されるために必要な医師の資格

- 厚生労働大臣が定める研修を修了した者
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験区分が保健衛生であること）
- 大学で労働衛生に関する科目の教授・助教授・常勤講師の職にある者またはあった者
- その他、厚生労働大臣が定める者

ご不明な点は、いつでもご相談ください。

参考文献：「厚生労働省ホームページ」「中央労働災害防止協会ホームページ」「Press Release」

<http://www.shuugyoukisoku.jp/index.html>